

離婚後もとの戸籍に戻る場合

離婚届

令和元年5月1日届出

埼玉県戸田市長殿

離婚届の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・届出に使用した印鑑をお持ちください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	氏名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
	生年月日	昭和43年4月3日	昭和44年4月4日
	住所	埼玉県戸田市下前1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
	世帯主の氏名	戸田 太郎	美笹 二郎
(2)	本籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地
	筆頭者の氏名	戸田 太郎	美笹 二郎
	夫の父	戸田 一郎	美笹 二郎
	妻の父	美笹 二郎	美笹 二郎
(4)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地
(5)	未成年の子の氏名	戸田 月子	
(6)	同居の期間	平成22年7月から	平成31年1月まで
(7)	別居する前の住所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地	埼玉県戸田市上戸田1丁目1番地
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	別居していない場合や、住民登録を異動していない場合は、空欄で構いません。	
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	署名は必ず本人が自署してください。印は各自別々の印を押してください。		
	届出人	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
	事件簿番号		
	住所を定めた年月日		
	連絡先	電話 (441) 1800 番	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署名	戸田 三郎	美笹 月子
生年月日	昭和53年3月5日	昭和42年1月2日
住所	埼玉県戸田市上戸田4丁目8番地1号	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地16号
本籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目18番地	埼玉県戸田市美女木5丁目2番地16号

- 【必要なもの】
1. 調停離婚の場合は、調停調書の謄本
審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書
和解離婚の場合は、和解調書の謄本
認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本
判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書
 2. 届出人の印鑑(朱肉を利用するもの・夫婦の場合は別々のもの)
 3. 夫および妻の本籍が戸田市にないときは、全部事項証明書(戸籍謄本)
 4. 本人確認書類(免許証、パスポート等)
 5. 通知カードまたはマイナンバー(個人番号)カード
 6. 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 7. 国民健康保険被保険者証(加入している方のみ)

- 【注意事項】
1. 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
 2. 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名・押印、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)
 3. 夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。
 4. 離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。
なお、住所変更手続きは取扱時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
 5. 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
 6. 外国人の方とご離婚される場合や外国でご離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。
 7. 離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。

お子さんの名前はフルネームで記入してください。

戸田

戸田

捨て印を押してください

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。
 (面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
 (養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、該当する箇所にチェックして下さい。

屋間に連絡のつく電話番号を記入してください。携帯電話でも構いません。

離婚後も現在の氏を名乗り続ける場合

離婚届

令和元 年 5 月 1 日届出

埼玉県戸田市 長 殿

離婚届の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・届出に使用した印鑑をお持ちください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。

この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 印	戸田 三郎 (戸田) 美笹 二郎 (美笹)
生 年 月 日	昭和53 年 3 月 5 日 昭和12 年 1 月 2 日
住 所	埼玉県戸田市上戸田4丁目 埼玉県戸田市美女木5丁目
	8 番地 1 号 2 番地 の 16 号
本 籍	埼玉県戸田市上戸田1丁目 埼玉県戸田市美女木5丁目
	18 番地 番 2 番地 16

(1) 氏 名	夫 戸田 太郎	妻 戸田 花子
生 年 月 日	昭和43 年 4 月 3 日	昭和44 年 4 月 4 日
住 所	埼玉県戸田市下前1丁目	埼玉県戸田市美女木5丁目
(住民登録をして いるところ) (よみかた)	20 番地 2 号 (ハイツ戸田101号室)	2 番地 の 16 号
(よみかた)	とだ 太郎	みさき じろう
世帯主 の氏名	戸田 太郎	美笹 次郎
(2) 本 籍	埼玉県戸田市下前1丁目20 番地 番	
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	戸田 太郎	
父母が婚姻中の場 合、母の氏は省略に なります。	夫の父 戸田 一郎	妻の父 美笹 次郎
	続 き 柄	続 き 柄
	母 鳥子 二 男	母 風子 長 女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にも どる者の本籍	この欄は空欄にしてください。 戸籍法77条の2の届の提出が別途必要となります。	
未成年の子の 氏 名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子 戸田 月子
(6) 同居の期間	平成22 年 7 月 から 平成31 年 1 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の 住 所	埼玉県戸田市上戸田1丁目18 番地 番 1 号	
(9) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス等を個人で経営している <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用 1人から99人までの世帯(日々または1年未 <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3.にあってはまらない常用勤労者世帯及び (日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年・・・令和 年・・・の4月1日から翌年の3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
そ の 他	署名は必ず本人が自署してください。 印は各自別々の印を押してください。	
届 出 人	夫 戸田 太郎 (戸田)	妻 戸田 花子 (戸田)
署 名 押 印		
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 電話 (441) 1800 番 自宅・勤務先・呼出 方

戸田 戸田

捨て印を押してください

お子さんの名前はフルネームで記入してください。

- 【必要なもの】
1. 調停離婚の場合は、調停調書の謄本
審判離婚の場合は、審判書の謄本及び確定証明書
和解離婚の場合は、和解調書の謄本
認諾離婚の場合は、認諾調書の謄本
判決離婚の場合は、判決書の謄本及び確定証明書
 2. 届出人の印鑑(朱肉を利用するもの・夫婦の場合は別々のもの)
 3. 夫および妻の本籍が戸田市にないときは、全部事項証明書(戸籍謄本)
 4. 本人確認書類(免許証、パスポート等)
 5. 通知カードまたはマイナンバー(個人番号)カード
 6. 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
 7. 国民健康保険被保険者証(加入している方のみ)
- 【注意事項】
1. 虚偽の届出防止のため、本人確認をさせていただきます。
 2. 協議離婚の場合、届出には証人(成人の方2人)の署名・押印、生年月日・住所、本籍の記入が必要となります。(裁判離婚の場合は、証人は必要ありません。)
 3. 夫婦間の未成年の子については、親権者をどちらか一方に決めてください。
 4. 離婚届の提出で住所は変更されません。住所変更は別に届出が必要です。
なお、住所変更手続きは取扱い時間外では受け付けられませんので、窓口受付時間内に手続きをお願いします。
 5. 届書に記入する氏名の文字等は、戸籍に記載されているとおり正確に記入してください。
 6. 外国人の方と離婚される場合や外国でご離婚された方は別途必要書類がありますのでお問い合わせください。
 7. 離婚届の提出だけでは、子の戸籍(氏)は変わりません。子を、離婚して別の戸籍になった母(父)と同じ戸籍(氏)にする場合は家庭裁判所の許可を得て、入籍届を提出する必要があります。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 (面会交流)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。
 (養育費の分担)
 取決めをしている。
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、該当する箇所にチェックして下さい。

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。
携帯電話でも構いません。

離婚成立日から3ヶ月以内に提出してください。
一度この届を提出すると、旧姓に戻るには家庭裁判所の許可が必要となります。

離婚の際に称して
いた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)
令和 元 年 5 月 8 日届出

埼玉県戸田市 長殿

77条の2の書き方

- ・文字は、正確、丁寧に記載してください。
- ・届出に使用した印鑑をお持ちください。
- ・消せるボールペン等は使用しないでください。

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	ト 氏 戸 田	ハナコ 名 花 子	昭和44年4月4日生
	住 所	埼玉県戸田市下前1丁目2番地 (ハイツ戸田101号室) 番 20 号		
(2)	[住民登録して いるところ]	(よみかた) 世帯主 の氏名	とだ はなこ 戸 田 花 子	
	本 籍	埼玉県戸田市下前1丁目20番地 番 戸 田 一 郎		
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏)	
		戸 田	と だ 戸 田	
(5)	離婚年月日	令和 元 年 5 月 1 日		
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	埼玉県戸田市下前1丁目2番地 番 戸 田 花 子		
		戸 田 花 子		
<p>【必要なもの】</p> <p>1. 本籍が市外の方…戸籍全部事項証明(戸籍謄本)</p> <p>2. 氏が変わる方…マイナンバー通知カード又はマイナンバーカード</p> <p>3. 氏が変わる方でお持ちの方…住民基本台帳カード</p> <p>4. 氏が変わる方で国民健康保険に加入されている方…国民健康保険証</p> <p>5. 届出に使用する印鑑</p> <p>【注意事項】</p> <p>1. この届を提出しただけでは住所に異動は生じません。転居、転出、転入等がある方は別途手続きが必要となります。</p> <p>2. お名前の文字等は、戸籍に記載されている通り正確に記入してください。また、届出により氏名の文字が変わることがあります。</p>				
(8)	署名押印 (変更前の氏名)	戸 田 花 子 (戸 田)		

戸田



捨て印を押してください

昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 電話 [048] 4 4 1 - 1 8 0 0 番
自宅・勤務先・呼出 方